ニチハ窯業系外壁材の保証について

W プラチナ 保証対応 変色・褪色 30年

ニチハ株式会社は住宅会社様を対象に本カタログ掲載の外壁材【プラチナコート30品】およびドライジョイント工法もしくはプラチナシール、純正の同質出隅・留め付け具（金具・ビス・釘・スターター）を**同時に使用**していただいたときは、**外壁材および同質出隅に対して**【変色・褪色30年保証】を実施しています。

■保証対象品：プラチナコート30品本体および同質出隅（沖縄県の物件を除く）

	次の不具合のないこと。	保証期間
保証内容	●外壁材本体および同質出隅の著しい変色・褪色 ※著しい変色・褪色：施工年数を考慮しても見苦しく、社会通念上、明らかに補修が必要な状態をいいます。	30年

※施工起因による不具合は含まれません。また、保証内容に抵触するか否かは弊社が判断するものと致します。

■保証期間

外壁施工完了日からの保証期間となります。なお、本保証によって補償が行われた場合でも保証期間の変更はありません。また、補償の実施によって弊社製品が使用された場合でも、これにより新たな保証を実施するものではありません。

■保証条件

以下の条件をすべて満足することとします。

（1）外壁材本体およびプラチナシール※1、純正の［同質出隅、留め付け具（金具・ビス・釘・スターター）］をセットで使用された物件。
（2）弊社が定める設計施工資料集（施工時の最新版）に従い、純正または推奨の部材を使用し、標準施工法で施工されている、日本国内の木造軸組、木造枠組および鉄骨造で弊社より保証書が発行された物件。
（3）ニチハサイディング施工士または厚生労働省認定 日本窯業外装材協会（NYG）社内検定窯業系サイディング施工士が施工した物件。
（4）日本窯業外装材協会（NYG）の発刊物、ホームページ記載内容などに準じた適切な施工、および適切なメンテナンスがなされていること、かつ建築基準法や関係する法律に準じていること。
（5）不具合が発見されたとき、お施主様より速やかに住宅会社様にその不具合について通知されていること。
（6）住宅会社様が、弊社発行の保証書を保管されていること。
（7）不具合発見後、当該不具合の補償が完了するまでの間、当該箇所以外に影響をおよぼさないよう保護措置がなされていること。
（8）不具合の補償が完了するまでの間、住宅会社様、施工関係業者様および弊社が当該不具合箇所への立ち入り、調査をお施主様より許諾いただけること。
※1 ドライジョイント工法により施工された場合、当該部位はプラチナシールが使用されてなくても保証条件に適合します。

■保証対象者

住宅会社様を対象とします。また保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部または全部を、第三者に譲渡し、引き受けさせ、あるいは担保の用に供することは出来ません。

■補償方法

保証内容に記載する不具合が生じた場合は、住宅会社様が保管している本保証書をご提示いただいた上で、不具合が本製品に起因することを弊社が認めることを条件に、不具合が生じた部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度に修復させるものとして、次のいずれかの内、弊社が最も適切と判断した方法をもって対応します。

1. 施工完了日から20年まで※2
   （1）不具合部分の保証対象品自体の補修。
   （2）不具合部分を対象とした代替製品の無償提供。
   （3）不具合部分を対象とした下記金額の返金。
   ・施工後2年以内に発覚した不具合の場合、製品価格※3、4を上限として弊社が査定した金額※5。
   ・施工後3年目以降、20年までの間は、製品価格※3、4を経過年数に応じて減額した額を上限として弊社が査定した金額※5。
   （4）その他、協議の上最も適当と判断した方法。
   ※2 弊社に申し出のあった時を基準とします。
   ※3 弊社製品［外壁材本体、プラチナシール、同質出隅、留め付け具（金具・ビス・釘・スターター）］の販売当時の標準価格を基準に弊社が算定した価格。
   ※4 防水紙、胴縁下地その他の部材、仮設足場ならびに施工手間に相当する価格は含みません。
   ※5 返金額は不具合の程度を考慮して弊社が判断いたします。
2. 施工完了日から21年目以降～保証期間満了まで※6
   不具合部分を対象とした製品価格※7に経過年数に応じた掛け率を乗じて算出した製品査定価格※8、9を上限として弊社が査定した金額の返金※10、または返金額に相当する弊社製品の無償提供。
   ※6 弊社に申し出のあった時を基準とします。
   ※7 弊社製品［外壁材本体、プラチナシール、同質出隅、留め付け具（金具・ビス・釘・スターター）］の販売当時の標準価格を基準に弊社が算定した価格。
   ※8 製品査定価格の算出基準

経過年数	製品査定価格（返金額の上限）
20年を越え21年まで	製品価格×50%
21年を越え22年まで	製品価格×45%
22年を越え23年まで	製品価格×40%
23年を越え24年まで	製品価格×35%
24年を越え25年まで	製品価格×30%
25年を越え26年まで	製品価格×25%
26年を越え27年まで	製品価格×20%
27年を越え28年まで	製品価格×15%
28年を越え29年まで	製品価格×10%
29年を越え30年まで	製品価格× 5%
30年越え	0

   ※9 防水紙、胴縁下地その他の部材、仮設足場ならびに施工手間に相当する価格は含みません。
   ※10 返金額は不具合の程度を考慮して弊社が判断いたします。

■免責事項　下記の事項に該当する場合には、免責とさせていただきます。

1. 保証対象品以外に発生した不具合。
2. 保証内容に記載の不具合以外の不具合現象または不具合の程度に達しない現象。
3. 保証期間経過後に申し出た場合、または保証期間内に生じたものでも発見後1年以上申し出なかった場合。
4. 故意・過失または不具合を放置した場合、および拡大損害。
5. 保証内容に定める不具合によって、保証対象品以外に発生した不具合または不具合現象。
6. 保証対象品以外の不具合または不具合現象によって発生した、保証内容に定める不具合。
7. 地盤、特殊な周辺環境、公害、事故、天変地異などに起因する不具合。
8. 弊社の設計施工資料集・取り扱い説明書に記載された事項に反するまたは遵守されない設計、取り扱い、保管、搬送、施工、維持管理による不具合。
9. 外壁材施工完了後の増改築や補修あるいは設備機器・看板などの取り付け工事などによる不具合。
10. 内部結露、伝い水、もらい錆、カビ、藻類による不具合。
11. 弊社純正以外の部材による不具合。
12. シーリング、補修塗料またはパテに関わる不具合。
13. 同質出隅頂点部の変褪色。
14. 施工当時実用化された技術では予測することが不可能な現象による不具合。
15. 保証書の原本を紛失した場合。
16. 保証申請書に事実と異なる記載があった場合。
17. 適切なメンテナンスがされなかったことに起因する不具合。
18. その他弊社の責に帰さない事由による不具合または不具合現象。

■その他　保証書に定めのない事項または保証の解釈について疑義を生じたときは、誠意をもって速やかに協議の上解決するものとします。

■保証書発行申請から発行・保管までの手順

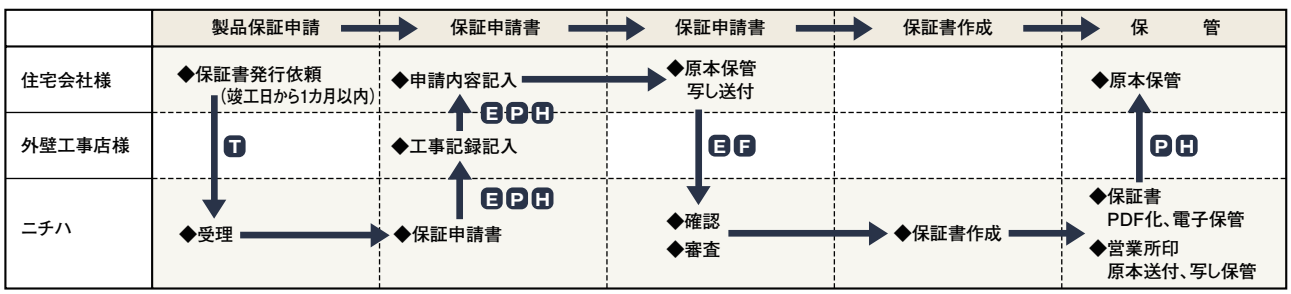

伝達方法 T：電話、口頭 E：電子メール F：FAX P：郵便 H：手渡し

※その他の保証については、弊社営業所にお問い合わせください。基本的には上記同様の内容であり、物件ごとに対応させていただきます。

ニチハ窯業系外壁材の保証について

W プラチナ 保証対応 変色・褪色 15年

ニチハ株式会社は住宅会社様を対象に本カタログ掲載の外壁材【プラチナコート品】およびドライジョイント工法もしくはプラチナシール、純正の同質出隅・留め付け具（金具・ビス・釘・スターター）を同時に使用していただいたときは、外壁材および同質出隅に対して【変色・褪色15年保証】を実施しています。

■保証対象品：プラチナコート品本体および同質出隅（沖縄県の物件を除く）

	次の不具合のないこと。	保証期間
保証内容	●外壁材本体および同質出隅の著しい変色・褪色 ※著しい変色・褪色：施工年数を考慮しても見苦しく、社会通念上、明らかに補修が必要な状態をいいます。	15年

※施工起因による不具合は含まれません。また、保証内容に抵触するか否かは弊社が判断するものと致します。

■保証期間

外壁施工完了日からの保証期間となります。なお、本保証によって補償が行われた場合でも保証期間の変更はありません。また、補償の実施によって弊社製品が使用された場合でも、これにより新たな保証を実施するものではありません。

■保証条件

以下の条件をすべて満足することとします。

（1）外壁材本体およびプラチナシール※1、純正の［同質出隅、留め付け具（金具・ビス・釘・スターター）］をセットで使用された物件。
（2）弊社が定める設計施工資料集（施工時の最新版）に従い、純正または推奨の部材を使用し、標準施工法で施工されている、日本国内の木造軸組、木造枠組および鉄骨造で弊社より保証書が発行された物件。
（3）ニチハサイディング施工士または厚生労働省認定 日本窯業外装材協会（NYG）社内検定窯業系サイディング施工士が施工した物件。
（4）日本窯業外装材協会（NYG）の発刊物、ホームページ記載内容などに準じた適切な施工、および適切なメンテナンスがなされていること、かつ建築基準法や関係する法律に準じていること。
（5）不具合が発見されたとき、お施主様より速やかに住宅会社様にその不具合について通知されていること。
（6）住宅会社様が、弊社発行の保証書を保管されていること。
（7）不具合発見後、当該不具合の補償が完了するまでの間、当該箇所以外に影響をおよぼさないよう保護措置がなされていること。
（8）不具合の補償が完了するまでの間、住宅会社様、施工関係業者様および弊社が当該不具合箇所への立ち入り、調査をお施主様より許諾いただけること。
※1 ドライジョイント工法により施工された場合、当該部位はプラチナシールが使用されてなくても保証条件に適合します。

■保証対象者

住宅会社様を対象とします。また保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部または全部を、第三者に譲渡し、引き受けさせ、あるいは担保の用に供することは出来ません。

■補償方法

保証内容に記載する不具合が生じた場合は、住宅会社様が保管している本保証書をご提示いただいた上で、不具合が本製品に起因することを弊社が認めることを条件に、不具合が生じた部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度に修復させるものとして、次のいずれかの内、弊社が最も適切と判断した方法をもって対応します。

1. 施工完了日から10年まで※2
   （1）不具合部分の保証対象品自体の補修。
   （2）不具合部分を対象とした代替製品の無償提供。
   （3）不具合部分を対象とした下記金額の返金。
   ・施工後2年以内に発覚した不具合の場合、製品価格※3、4を上限として弊社が査定した金額※5。
   ・施工後3年目以降、10年までの間は、製品価格※3、4を経過年数に応じて減額した額を上限として弊社が査定した金額※5。
   （4）その他、協議の上最も適当と判断した方法。
   ※2 弊社に申し出のあった時を基準とします。
   ※3 弊社製品［外壁材本体、プラチナシール、同質出隅、留め付け具（金具・ビス・釘・スターター）］の販売当時の標準価格を基準に弊社が算定した価格。
   ※4 防水紙、胴縁下地その他の部材、仮設足場ならびに施工手間に相当する価格は含みません。
   ※5 返金額は不具合の程度を考慮して弊社が判断いたします。
2. 施工完了日から11年目以降～保証期間満了まで※6
   不具合部分を対象とした製品価格※7に経過年数に応じた掛け率を乗じて算出した製品査定価格※8、9を上限として弊社が査定した金額の返金※10、または返金額に相当する弊社製品の無償提供。
   ※6 弊社に申し出のあった時を基準とします。
   ※7 弊社製品［外壁材本体、プラチナシール、同質出隅、留め付け具（金具・ビス・釘・スターター）］の販売当時の標準価格を基準に弊社が算定した価格。
   ※8 製品査定価格の算出基準

経過年数	製品査定価格（返金額の上限）
10年を越え11年まで	製品価格×50%
11年を越え12年まで	製品価格×40%
12年を越え13年まで	製品価格×30%
13年を越え14年まで	製品価格×20%
14年を越え15年まで	製品価格×10%
15年越え	0

   ※9 防水紙、胴縁下地その他の部材、仮設足場ならびに施工手間に相当する価格は含みません。
   ※10 返金額は不具合の程度を考慮して弊社が判断いたします。

■免責事項　下記の事項に該当する場合には、免責とさせていただきます。

1. 保証対象品以外に発生した不具合。
2. 保証内容に記載の不具合以外の不具合現象または不具合の程度に達しない現象。
3. 保証期間経過後に申し出た場合、または保証期間内に生じたものでも発見後1年以上申し出なかった場合。
4. 故意・過失または不具合を放置した場合、および拡大損害。
5. 保証内容に定める不具合によって、保証対象品以外に発生した不具合または不具合現象。
6. 保証対象品以外の不具合または不具合現象によって発生した、保証内容に定める不具合。
7. 地盤、特殊な周辺環境、公害、事故、天変地異などに起因する不具合。
8. 弊社の設計施工資料集・取り扱い説明書に記載された事項に反するまたは遵守されない設計、取り扱い、保管、搬送、施工、維持管理による不具合。
9. 外壁材施工完了後の増改築や補修あるいは設備機器・看板などの取り付け工事などによる不具合。
10. 内部結露、伝い水、もらい錆、カビ、藻類による不具合。
11. 弊社純正以外の部材による不具合。
12. シーリング、補修塗料またはパテに関わる不具合。
13. 同質出隅頂点部の変褪色。
14. 施工当時実用化された技術では予測することが不可能な現象による不具合。
15. 保証書の原本を紛失した場合。
16. 保証申請書に事実と異なる記載があった場合。
17. 適切なメンテナンスがされなかったことに起因する不具合。
18. その他弊社の責に帰さない事由による不具合または不具合現象。

■その他　保証書に定めのない事項または保証の解釈について疑義を生じたときは、誠意をもって速やかに協議の上解決するものとします。

■保証書発行申請から発行・保管までの手順

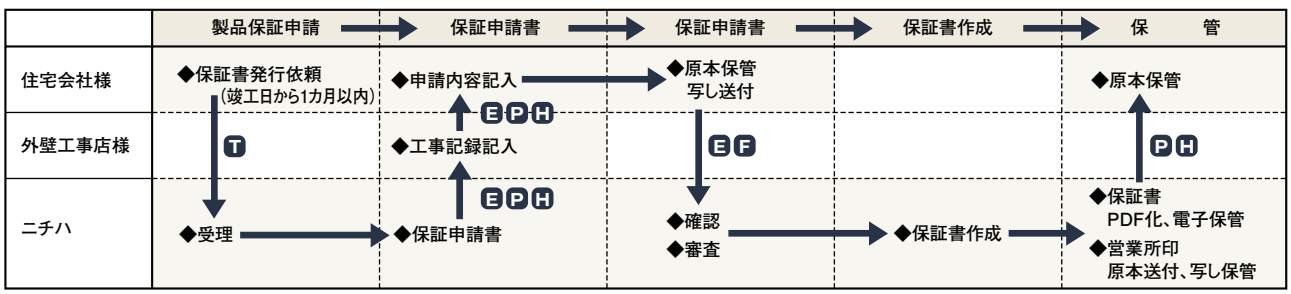

伝達方法 T：電話、口頭 E：電子メール F：FAX P：郵便 H：手渡し

※その他の保証については、弊社営業所にお問い合わせください。基本的には上記同様の内容であり、物件ごとに対応させていただきます。